

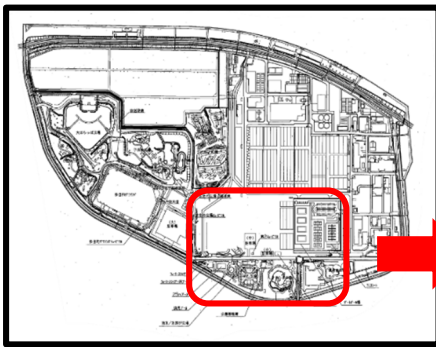
滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

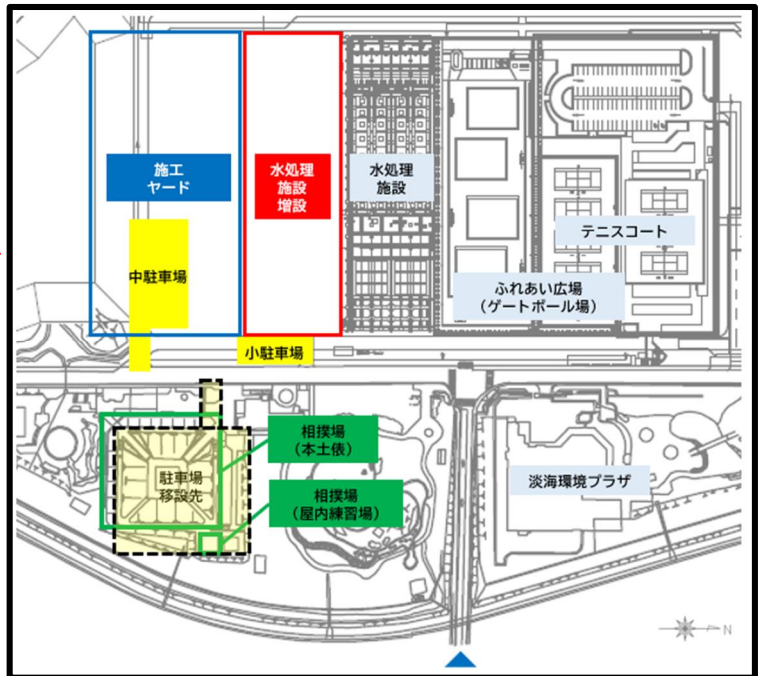
矢橋帰帆島公園の相撲場（本土俵および屋内練習場）は、現在、老朽化により利用を停止しており、令和5年度に策定した公園活性化方針においても「老朽化した相撲場の撤去を検討」としている。今般、湖南中部浄化センターの水処理能力の増強にかかる施設の増設に伴い、矢橋帰帆島公園の小駐車場および中駐車場が工事範囲になるため、相撲場を廃止し、令和7年10～12月（予定）に駐車場を移設する。

このため、矢橋帰帆島公園の相撲場を廃止するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

（矢橋帰帆島公園全体図）



（拡大図）



2 改正の概要

- (1) 矢橋帰帆島公園の相撲場を廃止することとします。（第9条および別表関係）
- (2) この条例は、令和7年9月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

（本土俵）



（屋内練習場：外観および内観）



滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

矢橋帰帆島公園の相撲場を廃止するため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年滋賀県条例第 43 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 矢橋帰帆島公園の相撲場を廃止することとします。（第 9 条および別表関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年滋賀県条例第 43 号）の一部を
次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「、相撲場」を削る。

別表第 1 項第 2 号中「相撲場および」を削り、同号の表相撲場の部を削り、同表中

「
入 場

料等を徴収しない場合	平 日	同 1,520
	休日等	同 2,300

「
入場料または
（以下「入場
を徴収しない

これに類する金銭 料等」という。） 場合	平 日	1 時間につき 1,520 円
	休日等	同 2,300

に改め、別表注 8 中「相撲場、」

を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧		新	
第1条～第8条 省略 (公園の開園時間等) 第9条 公園の開園時間は、宿泊施設を除き、午前8時30分から午後5時まで(次の各号に掲げる施設にあっては、当該各号に定める時間)とする。ただし、テニスコート(矢橋帰帆島公園に設けられるものに限る。)、ゲートボール場および多目的グラウンドについては、午前9時から午後9時まで使用することができる。 (1) 省略 (2) おもしろ自転車、<u>相撲場</u>およびテニスコート(苗鹿公園に設けられるものに限る。) 午前9時から午後5時まで 2・3 省略 第10条～第23条 省略 付則 省略 別表(第10条、第11条、第20条関係) 1 矢橋帰帆島公園 (1) 省略 (2) <u>相撲場</u>および大はらっぱ広場		第1条～第8条 省略 (公園の開園時間等) 第9条 公園の開園時間は、宿泊施設を除き、午前8時30分から午後5時まで(次の各号に掲げる施設にあっては、当該各号に定める時間)とする。ただし、テニスコート(矢橋帰帆島公園に設けられるものに限る。)、ゲートボール場および多目的グラウンドについては、午前9時から午後9時まで使用することができる。 (1) 省略 (2) おもしろ自転車およびテニスコート(苗鹿公園に設けられるものに限る。) 午前9時から午後5時まで 2・3 省略 第10条～第23条 省略 付則 省略 別表(第10条、第11条、第20条関係) 1 矢橋帰帆島公園 (1) 省略 (2) 大はらっぱ広場	
区分	金額	区分	金額

相撲場	本	入場料または	幼稚園等が幼児、児	円	(削除)	
	土	これに類する	童または生徒を対象	1 時間につき 690		
	俵	金銭（以下「入	に使用する場合			
		場料等」とい	その他の場合	同 1, 600		
		う。）を徴収し				
		ない場合				
		入場料等を徴	入場料等が1, 000円	同 9, 540		
		収する場合	以下の場合			
		入場料等が1, 000円	同 19, 110			
		を超える場合				
	屋内練習場		幼稚園等が幼児、児	同 350		
			童または生徒を対象			
			に使用する場合			
		その他の場合	同 490			
大はら っぱ広 場（貸 切り使 用の場 合に限 る。）	入場料等を徴収しない場合		平日	同 1, 520	大はら っぱ広 場（貸 切り使 用の場 合に限 る。）	
			休日等	同 2, 300		
	入場料等を徴収す る場合	入場料等が 1, 000円以 下の場合	平日	同 3, 070		
			休日等	同 4, 570		
		入場料等が 1, 000円を 超える場合	平日	同 6, 120		
			休日等	同 9, 170		
	入場料またはこれに類する金		平日	1 時間につき 1, 520		円
	銭（以下「入場料等」という。）		休日等	同 2, 300		
を徴収しない場合		平日	同 3, 070	円		
入場料等を徴収す る場合	入場料等が 1, 000円以 下の場合	平日	同 3, 070			
		休日等	同 4, 570			
	入場料等が 1, 000円を 超える場合	平日	同 6, 120			
		休日等	同 9, 170			

(3)・(4) 省略 2 省略 注 1～7 省略 8 <u>相撲場、</u>大はらっぱ広場（貸切り使用の場合に限る。）、ゲートボール場、多目的グラウンド、管理センター（昼間利用に限る。）およびテニスコート（苗鹿公園に設けられるものに限る。）について、第10条第1項の規定により施設の使用を承認した時間を超える場合は、その超過時間についてこの表に定める額を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 9～11 省略	(3)・(4) 省略 2 省略 注 1～7 省略 8 大はらっぱ広場（貸切り使用の場合に限る。）、ゲートボール場、多目的グラウンド、管理センター（昼間利用に限る。）およびテニスコート（苗鹿公園に設けられるものに限る。）について、第10条第1項の規定により施設の使用を承認した時間を超える場合は、その超過時間についてこの表に定める額を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 9～11 省略
---	--